熊本県公告第 477 号

肥料取締法 (昭和 25 年法律第 127 号) 第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録 有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。 平成 16 年 5 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

			点个乐和事 彻 行 我 1			
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の氏名また	更新した
			(%)		は名称及び住所	年 月 日
熊本県肥	魚かす粉末	魚粕粉末1	窒素全量	該当なし。	野口寛	平成 16 年
第 1317 号		号	: 5.5		熊本県牛深市久玉町	5月9日
			りん酸全量		1463 - 13 番地	
			: 8.5			
熊本県肥	消石灰	消石灰	アルカリ分	該当なし	木葉石灰企業組合	平成 16 年
第 237 号			: 60.0		熊本県玉名郡玉東町	5月29日
					大字木葉 1101 番地	